

平成24年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成24年 6月 8日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信太郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 山 田 均 君

7 番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君

9 番 松 村 篤 郎 君

10 番 坂 本 美智代 君

11 番 西 山 和 樹 君

12 番 原 田 寿賀美 君

13 番 北 尾 潤 君

14 番 森 田 幸 子 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、9番議員・松村篤郎君、10番議員・坂本美智代君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告をします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影収録を許可いたしましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、岩田恵一君の発言を許可いたします。

岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

町長におかれましては、就任3年目に当たりまして、公約に掲げられました諸施策を積極的に推進するために、平成24年度当初予算も編成された中で、順調に展開されていますことに、まずは敬意を表する次第でございます。

本定例会における一般質問につきまして、先に通告させていただいておりますことにつきまして忌憚のない率直なお考えをお聞かせくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

まず1点目でございますが、さて町長は、土地開発公社先行取得用地の債務について、債務負担行為の設定期限である平成27年度までに、全ての債務の解消を行うこととして本年度も去る4月27日の臨時会にて買い戻しの議決も得るなど、計画的に進められていますこ

とは、私といたしましても財政健全化の視点に立ち、大いに賛同いたしますとともに鋭意取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

さて、こうした買い戻しを行った土地の有効活用についてでございますが、具体的には町施策に活用するものを除き、そのほとんどが当初の目的どおりにはいかない、いわゆる塩漬け土地でございます。昨日の村山議員さんの質問にもございましたが、再事業化は到底困難であろうというふうに私も思いますし、こうした土地の今後の有効活用と処分についての町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

また、町内には、廃校となりました小学校施設をはじめ、数々の町有地や建物が存在しますが、そうした土地、建物を公売などの方法も視野に入れて処分されるおつもりはないかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

それでは、答弁をしまいたいと思います。

土地開発公社先行取得用地、あるいは町有地の有効活用及び処分につきましては、積極的な、まず企業誘致の推進、次に住民福祉の向上に向けた活用を進めるほか、公売などの方法を視野に入れました処分につきましても、検討をしまいたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 昨日の答弁にもありましたが、土地、建物の台帳整理は今年度中に整備されるとお聞きいたしました。

今回の補正予算に上程されています旧三ノ宮小学校につきましては、その使途も明らかでありまして、まさに有効活用されるところでございますが、例えば、旧高原小学校跡地、役場の近くでございますけれども、ここは町の中心地でございます、まさに一等地でございます、商工業誘致には最適な場所じゃないかと思えますし、その他多くの土地についても、何らかの活用が図れるんじゃないかというふうに考えますし、そうした土地の処分や有効活用策についてのお考え方について、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、岩田議員から言うてもらったとおりだと思います。とにかく遊ばせておくよりも有効活用することを最優先に考えております。その中に住民福祉の向上ということも念頭にあります。

以上、答弁としておきます。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 町が保有する財産につきましては、住民の財産・資産でございますが、個人に例えますと、台所事情を考えますと早期に処分したいというのが本音ではないかというふうに思いますし、また現金化して、台所上悪いところに当て込むというのは当然であるというふうに思います。

そうした苦しい台所事情であれば、なおさらいつまでも放置してよいというものではないというふうに思います。

当然、公社から買い戻した金額での売り払いにつきましては、到底ペイできるものではございませんが、現状での土地評価額や民間の取引需要を参考にして、早期に処分し、住民に還元できるシステムを構築することが肝要であるというふうに思います。

また、そうした計画的な処分や活用についての第三者委員会などの設置を行う考えはないか、町長にお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町財産の活用委員会と、詳しいこと、岩崎参事から答弁させます。

○議長（野口久之君） 岩崎参事。

○参事（岩崎弘一君） まず、第三者委員会の設置はどうかということでございます。庁内でまず、今回の台帳整備も含めまして、いわゆる土地の有効活用の検討委員会というのを、内部組織でございますけれども、設置をしております。さまざまな課題等も明らかにする中で、方向性を町長に建議していくという組織でございます。

そういうものがあるわけでございますけれども、おっしゃるような第三者委員会というところにつきましても、やはり住民福祉の向上という分からして設置も検討する必要があるのではないかとことは思っております。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 前向きな答弁でございますので、そうしたことで進めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

二つ目でございますが、若者の雇用状況並びに地域産業起こしと雇用の創出についてということでございます。

社会経済状況が依然として不安定でありますし、こうした中、企業が採用抑制や正社員から雇用調整がしやすい非正規労働者への置きかえ、また、大手では海外への生産拠点移転など、若者の雇用環境が一層厳しくなっています。

そうした中、町内在住の本年度高校、大学卒業者の就職状況はどうであったのかお尋ねを

させていただきます。

また、そのうち、町内にある企業、または本町役場への就職者はあったのか、まず、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 南丹管内の府立高校5校を対象に、まず調査いたしました。地元の須知高校は、京丹波町の卒業生54人、そのうち就職者10人で、町内就職者は3人でした。亀岡市内と南丹市内の4校では、京丹波町の卒業生50人です。そのうち就職者3人で、町内就職者はゼロでございました。

須知高校につきましては、地元企業からの指定求人というものが増加していると聞いております。今後も地元雇用を大いに期待するもので、まずあります。

大学卒業者については、多方面にわたることから把握できておりませんが、国が実施しております全国的な調査では、今年4月入社 of 大学新卒者の就職率は95.7%で、前年度同期を1.2%下回るなど、9年ぶりに悪化しております。

また、非正規やパートなどの雇用条件などから厳しい雇用環境にあると考えてもおります。

なお、今年4月の新規採用町職員につきましては、医師、看護師を除く8人のうち町内在住者は7人でした。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 就職がうまくいかないというようなことを苦に自殺する30歳未満の若者は、2011年に全国で150人に達したと、先般の新聞報道でもありまして、警察庁の調査でわかったとされる今日、リーマンショック後の景気低迷に加えまして、東日本大震災や円高で企業が新卒採用を絞り込む傾向が続いていると。また、若者の就職難が長期化していることが影響していると報じられています。

就職活動がうまくいかない若者の自殺が相次いでいる背景には、正社員になれない劣等感や親の期待から来るプレッシャー、また、就職が決まらないストレスが原因だといわれています。

町内にそうした事例はないかもしれませんが、町内にとどまって就職したいという若者に、一つには、先ほど8人のうち7人が本年度の役場新採用の中で町内者ということがありますけれども、役場をはじめとして、町内であります外郭団体などで、必要な人材は町内の若者に門戸をあけるべきだというふうに私も考えますし、私は役場で例えますと、非正規職員、いわゆる嘱託職員さんとか、臨時職員さんですね、かなりおられるというふうに思

うんですけれども、どうしても本人の都合で臨時でよいと、扶養の範囲でいいんやという方もおられるかもしれませんが、各職場で、どうしても必要であるということから採用しているものだというふうに思いますし、かつ住民サービスの低下とならないような理由なら、職員定数に私はこだわる必要もないというふうに考えますし、そのような正職員化をして、なおかつ必要な人材は町内の若者に門戸をあけるといような対応を図るべきではないかというふうに考えますけれども、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本的には、岩田議員がおっしゃっている趣旨に私も賛同するものですが、一応、ルールがいろいろありまして、きちっとルールを守っていかんなん立場であることをご理解いただきたいと思います。

また、いろんな現象が起きて、確かに京丹波町内で発生していないというだけでして、雇用、あるいは交通事故等についても常々役場内の会議で、そうしたことの発生しないようにということを申しているところであります。雇用については、ご意見の趣旨にのっとりて検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 二つ目ですけれども、町内の空き店舗や空き家の活用を促進して、定住対策や新規事業開設などによる雇用創出を図る考えはないかということでございます。

また、そうした空き店舗などのデータバンクの整備を行う考えはないかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内には、現在九つの空き店舗があります。これまでの空き店舗の活用事例といたしましては、学習塾、パソコンスクール、バイク店、老人福祉施設や高齢者のいきがいサロンなどがありますが、住宅を兼ねた店舗であったり、老朽店舗であったり、空き店舗全てを活用していくには困難と考えております。情報共有など商工会との連携を図る中でニーズに対応していきたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） 全国的にシャッター商店街が増加傾向にあるというふうに言われておりますし、これもメディア等でかなり報道されておまして、隣の南丹市さんでもそういった空き家、空き店舗を活用したいろいろな諸施策が講じられておりますし、結構、そういうことで成功されておるといようなことを聞いております。

そうした情報を、ネットを通じて広くデータを公開してはと考えますが、いかがでござい

ますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 積極的にネットを中心として活用して、空き店舗、空き家についても活用いただく、町外の方にも活用いただくことをしていくことは大事だと思っております。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） よろしくお聞かせくださいというふうに思います。

次に、職員提案制度の創設についてでございます。以前にも私のほうから一般質問でさせていただいていることでもございますけれども、職員が町長の施策を実行に移すことはもちろんでありますけれども、町内の実情を一番よく知り、ふるさと京丹波の将来を背負う職員の知恵と発想・アイデアを取り入れ、それを生かしたまちづくりを進めるため、職員提案制度を創設する考えはないかお聞きしたいと思っております。

または、町内若者と職員によるまちづくりを検討する会議などを設置するお考えはないか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、職員の提案を拒むことはないということをご理解しておいてもらいたいと思っております。そうした中で、提案制度の創設につきましては、現在考えておりません。課内会議やあらゆる会議を活用して、職員間における情報や課題の共有を図るとともに、各種事務事業にかかわる職員の知恵と発想、あるいはアイデアなどを提案できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

職員においては、自分の業務の範囲にとらわれず、熱意をもって積極的に本町の活性化に、あるいはまちづくりを考えて議論し、行動する組織の設立を目指して自主的に取り組みを進めてくれているところであります。

このような取り組みは、多世代にわたり、より多くの人材からの柔軟な発想や豊富な知識、あるいは技能を持ち寄ることは、まちづくりにとって効果的であると考えているところであります。この提案の町内若者と職員によるまちづくりを検討する会議の設置については、現在考えておらないんですが、今後、そうした議論ができる環境づくりに、私自身は努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） おっしゃるとおりかもしれませんが、職員提案制度につきましては、職員のアイデアを引き出して、事務改善の推進や職場の活性化を図る、職員の創意や知識が生かされた提案を施策や事業に反映させる、また、自ら課題を発掘し、解決していく、

いわゆる自立行動型職員を育成するなど、こうしたアイデアや意見を仕事に生かして、住民サービスの向上、事務改善、効率化を推進させ、あわせて職員の積極的な意欲を引き出す制度として、全国各自治体において取り入れられているところでございます。

近くでは、副町長もご承知のとおり、福知山市では、若手職員によるふるさと創生会議というような、23年間にわたりまして地域活性化に向けた具体的施策を展開され、大きな成果を上げてこられたということが、昨日の新聞報道でもありましたし、私も知っておりましたけれども、このほど、職員提案制度が福知山市の中に創設されたということにより、これを発展的開始をされたというふうに聞き及んでおります。

まさに、職務意識の高揚を図る、もって行政運営の職員参画及び行政運営の向上に資する提案は非常に大事だというふうに私は考えておりますし、一人一人が常に創意工夫をし、やる気を感じて積極的に取り組んでいくことが、住民サービスの向上につながるということを、私は確信しておりますけれども、いかがですか。

昨日も新採用の職員さんが傍聴に来ておったわけですが、やる気を持って本町職員になってくれたというふうに思うんですけれども、自分の考え、アイデアが生かされたということに喜びも感じますし、やりがいも感じますし、そういうことが住民サービスの向上につながるのではないかと、私は思っているわけですが、それについて、町長のお考えはいかがでございませうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全部覚えておらんのですが、ほとんど予算が膨らんだのは、若手職員ではないかもわかりませんが、課でまとめて提案してもらったことを、これはあかんとって否定的に言うたことがない結果なんです。提案型の町政を推進しているという自負は持っております。思うのに、町内バスの半額、ああいうようなのも、私が言うたんじゃなしに、私が唯一言うたというと、平成26年に供用開始されますパーキングエリアに、一体的な振興施設があったほうがよいんじゃないかというようなことは言いました。それ以外については、大方提案型の町政だと、今思っております。

あるいは、そういうふうに通過の町にせんためには大事だということまでは言いましたけれど、その他細部にわたっては、本当に職員が真剣、一生懸命提案型で取り組んでくれている結果だというふうに理解してもらったらうれしいです。

そうしたことで、岩田議員がおっしゃっている提案型の一つの制度をつくったらどうだという趣旨どおりの結果になっているというふうに思っておりますので、もちろん、最後にお答えしたとおり、議論ができる環境づくりに努めていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） ぜひとも、今、町長の思いもわかりましたので、若い職員、町職員がやりがいを持てるような職場環境をつくっていただきたいと思いますし、職員は、そうしたいろんなアイデアとか知識が豊富でございますので、そうしたものが活かされるようなことにつながればというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、通学路の安全対策につきましては、昨日、篠塚議員さんからも質問されまして、重複いたしますので、再度お尋ねすることは、特にいたしませんけれども、どうハード面を整備いたしますしても、いわゆる亀岡の事故もそうでございますけれども、運転者のマナー、モラルに依存せざるを得ないというふうに感じているところでございますが、一定のハード面の整備は、当然必要だと感じています。

しかし、まずはソフト面での対策といたしまして、町内のドライバーの皆さんに、通学路での安全走行や安全運転を徹底して意識づけをしてもらうと、そういった取り組みが必要ではないかというふうに考えますし、町には交通安全協会等、諸団体もございますので、そうした団体とも連携をされまして、幅広い広報活動とか研修とかになるかもわかりませんが、そういったことも一定、充実をさせて取り組んでいかれることが肝要であるというふうに思いますけれども、いかがでございますか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 道路等の点検につきましては、昨日、篠塚議員さんのほうにお答えしたとおりでございますけれども、昨日、町長がお答えしましたように、改善への整備や、また関係機関への要請など、ソフト、ハード面、両面から危険箇所に対する改善に向けた対策を早急に講じたいということで進んでおります。

また、先ほど議員からのご指摘のとおり、ソフト面につきましても、本当に大事だというふうに思っております、特に教育委員会の関係では、子どもたちの安全教育ということが非常に大事だろうと思っておりますので、これも学校長を通じて子どもたちへの安全教育を指示したところでありますし、また、安全確保につきましては、どうしても学校だけでは無理がございますので、地域の皆さん、また、PTAの皆さん、保護者の皆さんのご協力を得ながら、子どもたちの安全確保については、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

また、一方、教職員のほうも、安全につきまして、しっかり今以上に危機管理意識と申しますか、そういった安全意識を向上してもらおうように、それぞれお願ひ、指示もしていると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田恵一君。

○8番（岩田恵一君） ハード面につきましてですけれども、先般、南丹土木事務所との意見交換委員会がございまして、その中でも府道におけます指摘もし、またできたら速度を落とせるような措置を講じていただけないかというような要請もさせていただきました中で、そうした安全対策につきましては、昨日、篠塚議員さんが言われましたけれども、公募型の事業費、20億でしたか、30億でしたか、その中から一部を流用して、府内各地でもそういった安全対策に費用を充てるというような所長から回答もあったわけですが、どのような方法、対策がベストなのか、各関係機関とも連携して進めたいということもございましたので、特に府道関係では、通学路でも府道になるんですけれども、速度を抑制するような措置も、舗装でありますとか、いろんな方法があると思うんですけれども、十分そういった関係機関とも連携をされまして、早期に安全対策が講じられまして学童の安全に寄与するというようなことにつながりますように、切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまから、平成24年第2回定例議会におきまして、通告書に従い次の3点について町長並びに教育長にお尋ねをいたします。

まず1点目は、環境問題について、町長にお尋ねをいたします。

一つには、原発再稼働についてであります。昨日の議員の質問でもありました、一定の町長の答弁もいただきましたが、私からも町長のお考えを伺いたいと思います。

大飯原発の3、4号機の再稼働について、当初は福島原発の原因究明もされていないまま動かすべきではないといっておられました京都府、滋賀県の両知事、そして大阪市長は、電力不足になり得る時期に限って動かすという方向へ向かいつつあるようです。

寺尾町長におかれましても、2月29日付の新聞報道で見ましたが、新聞社による京滋の8市町村へのアンケートに対し、はっきりと反対を表明されていたと思います。

しかし、大飯原発から半径30キロ圏内の11市町村と100キロ圏内の9府県を対象に行いました大飯原発再稼働への賛否のアンケートでは、5月23日付の新聞報道での記事で、

「もう少し検討すべきだ」と答えられておられました。

2月のアンケートから見ますとニュアンスが少し変わってきているようにとれますが、改めて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、言うてもらった経緯どおりであります。

まず、反対というより、嫌という感情です。再稼働については嫌、困るというのが私の気持ち。せやから、質問の言葉が反対しかないもので、反対という意思表示をしております。そこから、まず、読み取ってもらったら結構です。

ただ、町長という立場でいろいろその都度、質問に対してお答えしているというふうに理解してください。

本格稼働に当たっては、新たな原子力規制組織における安全性の確認をはじめ、国民的理解を得た上で行うべきだと考えております。

知事がおっしゃっているとおり、暫定的であるし、限定的であるということだと認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃいました、言葉にはいろいろな言い方がございまして、答弁というか何項目の中で反対か賛成かというふうを選ぶとすれば、嫌やなというふうなニュアンスで答えられたんではあると、今おっしゃいましたが、やはり、住民からしたら、「ああ、町長すごい、反対という」、あのときは、京丹波町1町だけだったと思うんですよ、反対と表明されていたのは。ある方は、すごいですねという、町長の決断というか、それを評価はされておりましたが、5月23日のそういった場合には、ちょっと少し、こっちに傾いてきているなというのが、不安であるということもおっしゃっておられました。

今、町長がおっしゃいました政府の安全基準の評価の問いに対しても、評価すると答えられておりましたが、福島事故はまだ収束しておらず、原因もはっきりしておりません。現場の調査もほとんど進んでいないのが現状ではないでしょうか。

こうした中において、政府は再稼働を急ぐということは、原発への考えが事故以前と何ら変わっていないように見えます。

また、よく想定外のことであったとおっしゃいますが、地震による津波や原発事故などを見ても、ストレステストは人間がつくった計算プログラムで評価をするので、わかっている範囲内の一定の予測は可能ですが、人間の想像を超えることは計算ができません。徹底的

な原因究明をすることが最優先であって、二度と想定外であったとは済まされないのであります。

いまだに、東日本大震災の復興のめどが立たず、津波によるがれきの処分がおくれている原因の一つは、原発による放射能汚染が復興の妨げとなっていることは、だれ目から見ても明らかであります。

いまだに、福島を離れる人も後を絶たず、自主避難を含む避難者は十数万人といわれています。本町でも何人か来ておられることはお聞きしておりますが、自然災害にはだれも責任をとることはできないわけではありますが、最小限に防ぐことはできるのではないのでしょうか。住民の命や財産を守ることが、町長の責任でもあるわけですから、政府の安全基準に対しての評価をすると答えられた理由を、改めてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 安全基準は立派やというふうに思ったんですね。せやけど、事業者が、それを実施してないんですよ。これからしますという論なんですね。せやから、それはおかしいん違うかという立場です。完全に政府が求めていることを事業者が、これから工程表は示しましたけれど、実施していないと。実施していないということは、昨年3月11日の大震災、そして原発事故になったわけですが、その教訓が活かされていないというふうに、私は認識して、最初から嫌やし反対ですと言うてるわけですね。反対しているんですが、そういう個人の感情と同時に、今言わはったとおり、町長としての責務から生命を守らんなんということで、多少の心配があるもんで、知事がおっしゃっているような暫定的であり限定的な一時期の稼働が仕方ないんじゃないかというような思いでいるということです。反対は反対です。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 町長の立場もありまして、なかなか反対であるけれども暫定的なという、ある方は、一回やっぱり動かしたら、なかなかまた止めるということがしづらいということも、テレビでもおっしゃっておられました。

また、先ほど、安全基準というのは、やはりそういった原子力の安全委員の方が決めるわけでありまして、まして、まだ大飯なんかは防潮堤も何もまだ決まっていないうちから、できていない、今も町長がおっしゃいました、実施されていないうちから再稼働するということ自体、原発に対する危険性が、もう少ししっかりと認識が必要ではないかと、私は思います。

原発事故で失われたかもしれない住民の命や安全というのは、電力需給をてんびんにかけ

るものではないと思うんです。これからは、エネルギーも地産地消で賄うことが求められております。国に対して原発交付金は自然エネルギー促進の交付金に振り分けるなど、また国の責任で雇用と営業への対策を進めるよう求めるべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 都道府県もそうだし、全国町村会もそうだと思います。国というより政府にきちっと、菅総理大臣のときに、一たん原発、時間がかかっても廃止するというか、使わないということをはっきりしているんで、そのことにのっとっての今の政策だというふうに信じていますので、そのことをずっと京丹波町は求めていきたいという立場であります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 原発に依存しているというより、そこに原発しか仕事がないということもありますので、それしか頼るところがない、そういった交付金で生活されている自治体もあります、確かに。しかし、今こうした福島原発を見ましても、ほんまに日本は地震国というように、あらゆるところで地震が起きても、今、おかしくないといわれている中で、やはり、今こそ、全部停止していますよね、原発が。こういったときに、こういった自然エネルギーの方向に転換する一番よいチャンスの時期だと思うんです。国民が一番考える時期でもありますし、そういったときに、やはりそういった原発の交付金を自然エネルギーのほうに、企業でも考えておられるほうにも、きちっと振り分けて、そっちの方向に行くということを、国に対して求める考えはありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 考えがありますかというより、求めている立場です。求めております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 二つには、原子力エネルギーに頼らないために、私たちができることは、節電であります。

この夏の電力不足を乗り切るために、昨年度比で15%削減するよう節電目標が出されました。期間は7月2日から9月7日の平日の午前9時から午後8時となっております。

本町では、対策会議を設置いたしまして、昨年度よりさらなる節電をするということ、昨日の議員の質問でご答弁されておりましたが、具体的な対策は、どのようなことを考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年の夏、本町と支所では、お盆前後の期間で19.2%の節電をし

ました。今年も、全ての原発が停止ということで、関西では15%の節電目標が政府から示されている一方、万一の突発的な停電を回避するために、計画停電の実施も検討されているところであります。

こうした状況の中、昨年の取り組みを徹底強化するとともに、現在計画停電が実施される場合の課題を洗い出し、あるいは対応策を検討しているところであります。

6月1日に設置いたしました京丹波町節電対策本部において、公共施設をはじめ、町内における節電対策を推進するなど、必要な対策をしていきたいと考えております。

昨日も答弁しておいたんですが、役場に関係するところは、具体的にやっているのを、そのことを、一般町民さん向けに啓発をこれからしていきたいということでもあります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 役場内では、一定限られることとなりますので、町内の住民の協力を、もちろん得るためにも、いろんな広報を通じてお知らせすることも、もちろん啓発することも大事であります。

節電といえば、よく、今日も、昨日も暑かったんですけど、エアコンをつけておりません、この議場では。よく、エアコンの温度を28度に設定するなど、また、エアコンから扇風機に切りかえるなどの対応が、昨年もされましたし、している方が多くおられると思いますが、昨年の夏にはエアコンを使わなかったことで、熱中症にかかった方が多くありました。

ある記事で、私、読んだんですけども、1時間当たりの消費電力、エアコンとテレビを比べてみますと、エアコンは1時間当たり130ワット、テレビは1時間当たり220ワットの消費電力になるそうなんです。つまりテレビはエアコンの1.7倍電力を使うということが載っておりました。エアコンを2時間つけないのとテレビを1時間見ないのとであれば、この夏の間、どっちを選ぶかな、どっちが苦痛かなと思ったときに、やはりテレビを1時間でもつけないほうがよいのではないかなというのを、私としてはとりますし、テレビといえば楽しみにされている方もありますし、なかなか強制することはできません。特に、消費電力のピーク時間というのが、午後の2時から4時と、その2時間をできるだけ電力を使わないようにと、テレビ等いろんなもので広報などでも言われておりますが、本町をとりましても、ケーブルテレビなんですけれども、午後の2時から4時というたら、文字放送の時間ではないかなと思うんです。

確かにいろんなことがありますので、緊急のときには、そういうわけにもいかないんですけども、もし、可能であれば、ケーブルテレビ、本町だけですので、午後のそういった文字放送、2時から4時までかどうかわかりませんが、文字放送の昼間の時間だけでもテ

テレビをとめると、放映をとめるという判断はできないのかどうか、私は、機種のことわかりませんので、指定したら大変なのかどうか、その辺もわかりませんが、そういった考え方は検討される考えはないかお伺いします。民間のテレビはそういうわけにはいきませんので、せめて本町のそういった自主放映のテレビはどうでしょうかというお考えをお聞きしたいのと、また公共施設に自動販売機がそれぞれ設置をされているところもありますが、自動販売機の冷却機能停止の実施、そういうことも、去年されたのかどうか、私は把握しておりませんが、そのこともあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） エアコンとテレビの関係、教えてもらったんですが、ええっと思ったんですが、2時から4時、本当にそういうときがたくさん電気を消費しているようなので、考えたらよいなというふうに思います。

自販機は、物すごい電気を使っていると思います。これは、しかし、止めるわけにはいかんと思います。京丹波町の有線テレビについては、検討できると思います。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） ぜひ、その方向で検討を。もう7月が来ますので、すぐ、もし検討できるのであれば実行していただきたいというのと、自販機は、それぞれのメーカーもそういった冷却機能停止というのを、去年もしたというようなことを新聞でも見ましたので、一回、業者にもお聞きした上で、少しでも冷却の時間を停止できるのであれば、それも節電につながると思いますので、その点も一回調査していただけたらうれしく思います。

また、計画停電の、先ほど町長も答弁の中でありました、要請があった場合はどうするのか、昨日の議員の質問でもありましたが、病院等は自家発電を設置して対応するとおっしゃっておいりました。在宅で酸素を利用されて療養されている方への対応は、計画中であるということでありましたが、滋賀県では在宅で利用されている方には、発電機の貸し出しを予定されていると、そのように、二、三日前の新聞でしたか、載っていたと思うんです。やっぱり、そういったことも重要なことですので、考えるべきではないかと思います。

あわせて、昨日の篠塚議員の質問で、答弁がなかったように思いますので、人工呼吸器を使用している患者の方というのは、何人おられるのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細は、医療政策課長から答弁させるとして、自宅療養をされている方への発電機の貸し出し、私自身は否定はしない立場です。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 当院で扱っております人工呼吸器の対象者は2件ございます。先ほどおっしゃいました貸し出し等の問題、今、町長も答弁されましたが、いろいろな角度から今検討している段階でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 二つには、町所有の土地を活用しての太陽光発電の設置について、この質問も昨日ありましたが、財政的に困難であることでした。

しかし、今後新たな施設への設置は考えたいとの答弁でありましたが、来年から実施をいたします瑞穂給食センターへの設置の考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨日も答弁したとおりです。本町は単独で空き地等については、設置することは考えておりません。

しかし、さまざまな先進地事例もあることから、今後、国のエネルギー政策の動向を注視して、その方法を研究してまいりたいと考えているところです。残余は教育長が答弁することになります。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今予定しております給食センターに太陽光発電装置をつけるかどうかということなんですけれども、瑞穂小学校と同じような形で、そんなに大きな容量ではありませんけれども、太陽光発電を設置する予定で進めております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、三つ目には、昨年の6月議会と12月議会での環境問題についての質問の中で、本町が昨年からは実施をしております住宅改修助成制度の推進を図るためにも、環境に配慮した改修工事の中に、間伐材の活用を促進するためにも、家庭での薪ストーブ設置を加えてはどうかと提案をいたしました。町長は検討したいと答弁をされておりますが、検討はされたのか、今年度、こういったチラシが入ってございましたね。この中には、まだ入っていなかったんで、検討はされたが無理やったのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 薪ストーブの購入設置費は、住宅改修のほうでは対象に考えておりません。今年度は、この件につきましては、本年度森づくり基本計画というものを策定することになっております。その理念に基づきまして、再生可能エネルギーの利用や間伐促進方策の

一つとして、薪の供給体制も見据えながら検討することとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 住宅改修の中には、あわせてということは考えていないと、検討されたそうではありますが、やはり住宅改修、これも町内の業者の仕事おこしとして助成制度をつくったわけでありますから、今、家庭の中でも薪ストーブにしようかと、電気を使わんと薪ストーブにしたいなという方でもおられた場合、その薪ストーブも加えた改修が可能になるのではないかと、私は思って提案をさせていただきました。また、新たにもう一回、検討をしていただきたいと思います。その点、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言ってもらっている趣旨にほぼ近い形で、総合的に薪ストーブを使う趣旨の方策を、森づくりの基本計画というところに組み込んで実施していくということであります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、四つには、本町は府下でも有数の酪農地域であります。しかし、これまでから大量に出るふん尿を堆肥化するため、酪農家の方々も試行錯誤を重ねながら努力をされ、今日に至っております。

今、有機農法での家庭菜園や米や野菜づくりに頑張っておられる方が多くおられます。こうした土づくりに欠かせない良質な堆肥づくりへの支援と堆肥の活用の推進として、袋詰め堆肥の販売などの対策を講じる考えはございませんか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 家庭菜園向けの袋詰め堆肥の販売は、それぞれの畜産農家により判断されたらよいと考えております。

なお、町内では1農事組合法人が袋詰め堆肥を販売されております。

こうしたことで、堆肥の活用をしていらっしゃる農家に助成する町の堆肥による土づくり事業につきましては、畜産振興の観点はもとより、水稻、あるいは黒大豆、小豆等の特産物振興対策も兼ねて実施しておりますので、今後も引き続きこの事業推進に、農業、畜産振興を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） これまでからいろんな酪農家の方ももちろん頑張ってふん尿を乾燥させて、より良質な堆肥にするために、町ももちろん助成しながらされてきたわけですが、

一番問題になっているのは、やはり、ふん尿の量と、そしてそれを乾燥させる場所というんですか、それとの折り合いというか、それがうまくバランスがとれていないので、なかなか良質な堆肥ができないまま、そういった販売にまでいかないというのは、あるんじゃないかと思うんです。

例えば、ハウスなんかにはハウレンソウとか入れるのは、きちっと雑菌も消滅した良質なさらさらとした堆肥を入れて、ハウレンソウやら、それぞれのハウス栽培をされております。聞くとところによれば、なかなかこの近くにあるのに、南丹市まで行って堆肥をとりに行っているということもお聞きしますので、まず、そういった堆肥づくりに対する、どうしたら一番酪農家の方が良質な堆肥がつかれるかということも、また酪農家の方と一緒に検討していただきたいと思います。

それと、節電にも関係ありますし、今年の7月25日に、グリーンハイツで「町長と語るつどい」が行われました。その中の意見の中で、町長も出席されておられましたので、覚えておられるかと思いますが、節電に協力はしたいが、窓をあけられないと、なかなか近くということで、それも苦情も言えないために、どうしても窓を閉めてエアコンをつけざるを得ないといった意見もあったかと思います。

町長と課長の答弁を見ましたら、長い歴史もあることから、牛舎のにおいを低減させる先進的な取り組みをされている事例等を研究しながら、畜産農家と一緒に取り組んでいきたいと、答弁はされておりましたが、それからもうじき1年が経過しようとしてますが、何らかの対策は講じられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） お尋ねの臭気対策につきましてでございますが、今回、このことにつきましては、行政といたしまして、これまで立ち入り、面会等をしているところではございますが、今後も環境関係機関ですね、町内部で申しますと、住民課、それから京都府で申しますと、保健所となりますけれども、連携して対応していきたいと思っております。

これまでも、立ち入り等は行っておりまして、それぞれ臭気対策につきましても、研究といたしますか勉強をさせていただいております。

不快臭につきましては、ふん尿が腐敗をすることで発生するものだといわれておりました、それを発酵のほうに変えるということで、不快臭を低減させるということが考えられております。

しかしながら、それが化学的な根拠に基づく証明ですとか、公的機関による研究事例が、まだ確認されておられません。生き物相手の対策でもございますので、そのあたりは慎重な運

用が必要と考えております。

現時点では、EM菌というような有機物が利用されているというふうに聞いておるところでございますが、これにつきましても、まだ科学的な証明まで至っていないということで、このあたりにつきましても、関係機関と連携しまして、畜産農家にも申し上げながら、町といたしましても、その対策に向けて研究を引き続きやっていきたいというふうに思っております。

今回のことにつきましては、該当の畜産農家に対しまして、臭気対策に注意を払うように伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 酪農家の方も、これで生計を立てておられるわけでありまして、やはり、近くの団地の方ともうまいこと共有できるように、町としてもいろんなところの検討材料も調べながら、ぜひよい方向にと努力をしていただきたいと思います。

それでは、2点目でありまして、地域医療の充実について、町長にお尋ねをいたします。

本町の高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画が策定をされました。平成22年の国勢調査での10月1日現在では、65歳以上の人口は5,481人で、高齢化率34.8%と、平成12年の29.2%から10年間で5.6ポイント上がっております。

年齢区分別人口の推移を見ますと、人口は減少しておりますが、75歳以上の高齢者は3,131人と、全体の19.9%を占めており、確実に超高齢社会を迎えようとしております。

こうした高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦の世帯が増える中で、住みなれた町で安心して暮らせるよう、病気も介護も福祉も一つの窓口で全て対応できるようにと、京丹波町方式の地域包括ケア体制の充実に向けて整備をされております。

昨年には、地域包括ケア総合交付金を活用いたしまして、タッチパネルによる安否確認システムが導入をされましたが、利用状況はどうだったのか、使いやすいのかどうか、その点をお伺いしたいのと。

また、本町においても、今後の地域包括ケア体制を充実するに当たって、どのような施策が求められていくと考えておられるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） タッチパネルの利用状況ですが、ひとり暮らしの方は、ほぼ毎日の利用により安否確認を行うとともに、ご本人もパソコンに興味を持ち、利用範囲を広げられております。ひとり暮らしの寂しさの解消にも効果があったものと考えております。

一方、家族同居の方につきましては、利用回数は少なく設置の効果は低い状況となっております。

また、在宅医療を受けておられる方は、訪問看護の情報取得などに定期的に利用され、自宅にしながら医療機関を身近に感じられる安心を担保できたものと考えております。

今後の地域包括ケア体制の構築に向けての重点施策につきましては、地域包括支援センターの機能拡充を図るとともに、在宅高齢者が地域で気軽に相談できる場所として、町内の医療機関や福祉事務所などに京丹波町独自の仮称ですが「地域包括ケア相談所」を設置してまいりたいと考えています。相談を通じ、それぞれの高齢者に応じた切れ目のないサービスが提供できますように、継続的かつ包括的な地域包括ケア体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 包括支援センターを中心にして、それぞれ相談所を開設するなど、相談をしていただく身近な医療、そして福祉、そういったことにもどんどん努力をするということでありましたが、なかなかお年寄りの方というのは、電話もしづらい方もおられますし、出向いてというのもなかなか難しい部分もありますので、もう少し、今後特に在宅で医療、そして在宅でできるだけ介護、看護を推進するのであれば、在宅医療のバックアップ、そういった体制が不可欠であると、私は思います。

今年4月、昨日もありましたが、町長の強い思いが叶いまして医師の確保3名、常勤していただけるようになりましたが、住民の方は心強く感じてはおられると思います。

しかし、高齢者となれば、いつ何時、体調が崩れるということがわからないんですね。やはり、そういったときに、診療時間外であっても飛んできていただける、そういった医師の確保は、本当に必要ではないかと、私は思いますが、その点の、訪問診療も週2回されるということもありますが、診療の時間外、言うたら診療時間が終わった後が、やはり心配されると思うんです。その点の医師は、どのように配慮しようとされているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご質問でございますが、この4月から訪問診察等に向けては週2回、頑張ってドクターの皆様に行っている状況でございます。

ただ、今、議員のおっしゃったように時間外の問題につきましては、土日、夜間、こういったあたりに一人の当直医はおります。しかし、その当直医が現場のほうへ出向くわけには、病院のほうをあけるわけには、これはまいりません。そしてまた、ドクターが町内、またこ

の近隣に住んでいただいておりますドクターであれば、またすぐ飛んでいくことも可能ではあるかと思えます。しかし、いろいろ皆様の、ドクターの住んでいらっしゃるご住居の問題もありますし、こうしたことをいろいろ考える中で、今、地域連携室を主体として、在宅医療の取り組みについて、いろんな角度から検討している最中でございます。できる限りのことをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、京丹波町におかれている医療の現場というのは、重々ご承知していただいていると思います。

私ごとでございますが、96歳の父と90歳の母がおります。ほんまに目がわりじゃありませんが、昨日までは元気やったのが、けさになったら歩けないとか、ほんまにころころ体調が変わるのが現実なんです。京丹波町病院の先生に、かかりつけ医になっていただいておりますが、今、事業所のほうでデイサービスやらショートステイを利用させていただいている事業所のかかりつけ医にかえていただいたんです。なぜならば、やはり、しんどなっさかいとって、しゅっとはなかなか歩くこともできないし、場所によってはなかなか車がそこまで行けない部分もありまして、すぐには診察をしていただけないという状況もありました。

そのかかりつけ医は、日吉の開業医の先生なんです。今は、ちょっとおかしかったら診ていただいたりしているんですけど、やはり、今後こうした住みなれた自分とこの家で最期を迎えたいなという方も、もちろん内心ではおられると思うんですよ。そういったときに、一番安心するのは、いつでも、夜でも朝早朝でも、「ちょっと先生、おかしいんです」といったら飛んできていただく先生というのが、まず大事じゃないかと思うんですよね。どうしても家から救急車に電話した場合、大きな病院に行きなさいとか、本人は、チューブでされるのはかなんのにという思いもある中で救急車に乗せられたら、どこの病院に行くのかわからないというのがありますし、高齢となったら老衰というのもありまして、仕方がないなという部分もあるかと思うんです。そういった判断を、第一に飛んできていただく先生に、判断していただくことは、物すごく大事じゃないかと、安心するんじゃないかと、私は思いますが、その点を重々、そういったことも考えていただいていると思いますので、できれば開業医が本町にはありませんので、そういった対応をしてくれるところを模索していただきたいと、要望しておきます。

続きまして、三つには、4月からの介護保険制度の改正に伴いまして、生活支援の時間が

短縮をされました。

3月議会での質問では、町長は事業所や利用者の聞き取りをするとのことでしたが、その後の本町における状況はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ケア会議や事業所の聞き取りを通じまして、一部の事業所の現状等をお聞きしましたが、サービス提供時間により利用者の収入が増減することや、利用者の負担増となる場合があると、もう一つ、サービス時間は同じでも回数を変更しなければならない場合、新規の受け入れがますます困難になるのではなどの意見を伺っております。

改定後2カ月が経過したばかりですので、ほかの見直しに係る影響等も含め、今後も利用者や福祉関係者のご意見を伺いながら分析してまいりたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃったように、私も、そういった意見も聞いております。地域の実態にそぐわないということであるようであります。都会であれば、隣から隣にすぐは行けるんですけれども、隣といっても10分、車で行かなくてはならないとか、この間は、水戸から質美の行仏の奥まで行ったとか、走る時間だけでも長いぐらいのことになるんですよね。そういったときに、この改正の制度は、こういったところの地域には、そぐわない制度であるということでもありますので、ぜひ、国に対しても府に対しても声を上げていただきたいと思います。

今、町長がおっしゃいました地域ケア会議などでも、そういった意見をお聞きするというものでありましたが、今、介護の仕事につくという志を持ってつかれる方は、もちろんございます。しかし、こういった報酬も低いし、なかなか時間はとれないし、余裕がないしといって離職する方も増えているのが現実であります。

地域ケアに来なさい、会議がありますので来なさいと言われても、なかなか事業所の方は人手が足りないんで、おいでじゃなくして、もっと事業所のほうにも出向いて、常にいろんな意見を聞いてくださいということをおっしゃっていただきましたので、ぜひ、このように事業所を回って、一番問題になっているのは何やと、一番必要とするものは何やということをお願いしたいと思います。その点、お伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当者は、定期的に回っているんですが、今後も積極的に回るように指示したいと思います。私自身も、手がすいたら、できるだけそういうところを回っているんですが、何せ、今言いはったとおり、事業側が忙しくしていらっしゃるんで、ゆっくり話

が聞けないと。サロンみたいにしていらっしゃるところだったら、100円出して紅茶をよばれたりしながら、また、10時半から約束しておるんでと、一たん出て、また11時からお出会いするとかしております。今後ともそうした姿勢をしっかりと保っていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 町長は、そうして気軽に言葉をかけていただくということは、本当に住民にとってうれしいことでもありますし、職員も大変忙しいことと思いますが、そのことも仕事の一つであるので、ぜひお願いというか、していただきたいと思います。

最後に、学校給食について、教育長にお尋ねをいたします。

一つに、福島原発の事故を受けて、小中学校の給食やその食材の安全を確認するため、放射性セシウムの検査をしております。

京都市教育委員会は、国が決めた基準値100ベクレルの半分、50ベクレルを限度に設定することを決められました。学校給食を検査するかどうかは、市町村の判断にゆだねられますが、地域や自治体によって対応もばらつきがあるとお聞きしております。本町では、この測定は考えておられるのか、それともされようとするのか、その辺の対応はどうかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町では、学校給食で使用いたします食材の放射性物質の測定は、実施をしておりますが、京都府が実施されております府内産の農畜水産物の放射性物質モニタリング検査が公表されておまして、その結果において安全を確認しており、府外産の食材につきましても、各都道府県が公表しておりますモニタリング検査に基づき、安全性の確認をしているところでございます。

今のところ、本町独自に放射性物質の測定を行うことは考えておりませんが、引き続き関係機関及び納入業者から情報収集と安全性の確認を行うことにより、安全な食材の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 安全確認をしているということでもあります。府内産はもちろんでありますが、よそのところのもそういうふうにされているということでもあります。本町では、学校給食会を通じての食材を購入していると思うんですが、そういった学校給食会も検

査をされているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校給食会から納入しているものも多いわけですが、学校給食会におかれましても、十分安全を確保したものを納入していただいておりますというふうに確信しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） やはり、保護者からしても、こうした食材に対する、今、放射能に対して物すごく敏感になっております。まして子どもたちの口に入るものでありますから、そういった安全確認はしっかりとさせていただきたいと、要望しておきます。

二つには、学校給食費の無料化についてであります。これは財源が伴うことでありますので、町長にお尋ねすべきかもわかりませんが、本町での小・中学校の給食費の現況、困難な家庭はないのかどうか、給食費を払うに至って、そういった家庭はないのかどうか、その点の状況をお尋ねしたいと思います。

全国的にも、2010年くらいから子育て支援として、また、若者定住の促進として、給食費の無料化が増えてきています。京都府下では、実施している市町村は、まだないようではありますが、本町としても先駆けて実施する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 給食費の無料化についてのご質問でありますけれども、給食費につきましては、学校給食法に基づきまして、一定のご負担をいただいております。厳しい町財政の状況の中で、給食の質の確保を行う必要があるということで、学校給食の提供に当たりましては、今後も一定の負担をいただくことが必要で、無料化は考えておりません。

なお、経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対しましては、就学援助制度等を設けておりまして、そういった子どもたちが家庭の状況でもって給食が食べられないということがないように、いろんなセーフティーネットを引いているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 大体どのぐらいの件数があるのかお伺いしたいんですけれども、急でありますので、なかなか答弁はいただけないかと思っておりますので、これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

ただいまから、10時35分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 7番、東です。それでは、ただいまから平成24年第2回定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、社会保障と税の一体改革について伺います。

野田首相は、社会保障と税の一体改革の柱である消費税を、平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%に引き上げる法案の、今国会中の成立を目指して内閣を改造するなど、自民党との修正協議に拍車をかけております。

最近の世論調査で、5ないし6割が増税に反対し、多くの国民から怒りと不安の声が沸き起こっています。消費税増税は最悪の政策でありストップさせなければならないと思います。暮らしにも中小企業の経営にも百害あって一利なしであります。

例えば、消費税が10%になると、4人家族が1年間で負担する消費税は、今の2倍、年に34万円の負担となります。これはサラリーマンの1カ月分の給料になります。中小企業の経営にとっても大変であります。中小企業四団体が、消費税が引き上げられた場合、どうなるかということについて調査しておりますが、5割から7割の中小企業が「販売価格に転嫁できない」と答えています。

消費税は、利益に係る税金ではなく、売り上げに係る税金で、赤字になっても払わなくてはなりません。身銭を切っても払わなくてはなりません。消費税が増税されると、その分物価が上がり、消費が冷え込み、ますます売り上げが減って消費税の上乗せが難しくなります。

また、政府が進める消費税増税は、社会保障の改悪と一体であり、消費税増税5%分の13.5兆円のうち社会保障の充実に充てられるのは、わずか1%分2.7兆円であります。他方で、一体改革で年金、子育て、医療、介護と社会保障は、切り捨てがされるということでもあります。年金、医療など、当面の削減だけでも2.7兆円、さらに年金支給開始年齢の引き上げがされると、6兆円から10兆円の実質負担増になるということで、これでは社会保障の充実とは言えません。

1997年に3%から5%への増税が行われ、消費税をはじめ9兆円の負担増が行われま

した。そのときは、景気が回復途上にありましたけれど、それを上回る負担増で、景気をどん底に突き落としました。国と地方の借金が減るどころか、逆に4年間で200兆円も膨らみました。消費税増税をきっかけに、景気が悪化し、日本経済が後退をしました。

今回の大增税は、所得も消費も落ち込みが続いているもとで行われます。その規模は、消費税増税で13.5兆円、社会保障の給付減や負担の増などを合わせると20兆円を超える負担増であります。

当時よりひどい経済状況の今、10%への増税が行われたら、暮らしも経済も財政もこわしてしまいます。このような消費税増税は絶対にストップさせなければならないと思います。

そこで、消費税増税による本町への影響についてお尋ねします。

まず、消費税増税による町の財政の影響について伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成22年度普通会計の決算から推計しますと、約2億2,000万円の支出負担増になります。

一方、歳入科目では、地方消費税交付金につきまして、国の試算では約2.2倍の増加見込みとされており、平成22年度決算から推計しますと、約1億9,000万円の増加となりますが、地方交付税につきましては、動向が全くわからない状況でありますので、現時点での影響については、不明ということになります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 町民や事業者への影響、負担増はどのように見られておられるか、試算されるかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消費税増税を見越した本町におきましての試算は、実施しておりませんが、平成22年度の家計調査をもとに、第一生命経済研究所が試算した年収別の年間負担増によりますと、一方が働く夫婦と子ども二人の4人世帯の場合、サラリーマンの平均年収である400万円から450万円では、11万7,274円の負担増になると試算されております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 4人世帯で、町長が言われたところでの統計では、11.7万円の負担であるということで、これが2倍になりますと、23万円の負担になるということであり

ます。

町の財政の影響につきましても、平成22年度の消費税が対象となる額に対する消費税

5%というのは、2億2,000万円ということでありました。これが10%になると倍の4億4,000万円の負担をしなければいけないということになります。

歳入のほうは、2.2倍となるということで、平成22年度の決算で見ますと、10%になった場合には、3億2,000万円余りになるということでありました。1億円余り支出、5%消費税を払わなくてはいけないと、払う分のほうが増えるということでありました。

今、申しましたように、国によるいろいろな社会保障の削減、また増税による地域経済に対する消費税が与える影響によりまして、景気が落ち込むということが、今言いましたけれども、1997年度の5%の引き上げで大変消費税が増えたことで景気が落ち込んだということを言いましたけれども、今、サラリーマンの給料というのは、ずっと減少ぎみで、これは京都府の統計から拾ったんでありますが、平成22年度の収入というのは、京丹波町で一人当たり給与収入は、ざっと350万円となっております。それに比べて平成20年度は一人当たり370万円給与収入があったんですね。一人当たり20万円、この3年間で見た場合でも減っているということでありました。

また、非正規の雇用者も3人に一人ということでありまして、こういう中で増税は本当にやってはいけない、中小企業も景気の低迷で売り上げが減少となるということで、いろんな業者の皆さんが、消費税の増税では経営が成り立たないというふうに言っておられるということでありました。

町長は、消費税の増税が京丹波町の財政に与える影響、それと住民に与える影響について、どのように受けとめておられるか、見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと現時点で影響について事務的には試算されていませんが、よくなるという期待は持っております。国民全体にとっては、非常に厳しい税金になりますが、万やむを得んのかなという思いであります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、町長のほうから5%分は、平成22年度で見た場合、2億2,000万円ということでありました。これが、新たに5%増税されると、さらに2.2億円負担が増えるということでありました。

これは、言うなれば、いろいろ町が行う事業。サービスに回すお金がこれだけ減るということでありましたので、町運営に与える財政というのは、大変大きなものがあると思っております。

また、暮らしている住民にとっても事業者にとっても大変厳しいものであります。

町行政というのは、住民の暮らしを守るといふことでもありますし、業者のそういう経営を支援するといふことでもあります。

そういう立場から、仕方ないといふような答弁でありましたけれども、やむを得ないといふ答弁でありましたけれども、そういう立場に立つなら、やっぱり、きっぱりと反対を表明すべきではないかといふふうに思いますが、改めてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何度も申して申しわけないですが、事務的には、きちっと影響を調査、検討できておりませんので不明ですが、私は、財政にとってマイナスになるといふことは、まず、あんまり考えられんといふことを、もう一度申します。町民の暮らしを守ることは、私の第一の使命だと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、調査ができていないといふことでもありますので、10年間の税金の推移でありますとか、町民所得の推移でありますとか、そういうものをぜひとも調べていただいて、また言っていただきたいと思ひます。

それでは、次に、子育て支援について伺ひます。

今、国会で審議がされている「子ども・子育て新システム」は、安心して子どもを子育てできないといふ父母、保育関係者などの間で不安や反対の声が広がっております。

しかし、政府は、問題が山積しているにもかかわらず、社会保障と税の一体改革のトップに位置づけ、平成25年度の実施を目指しています。

今の保育制度は、親が仕事などで保育できないとき、国と自治体が保育を負わなければならないと、児童福祉法で決まっています。

保育にかかる費用も国と自治体がまず負担をし、保護者は収入に応じて保育料を支払います。保育所が子どもにとって劣悪な環境にならないように、一人当たりの広さや先生の数などの基準も決まっております。国や自治体が保育の質を保証しているのです。

しかし、今、国会で審議されている「子ども・子育て新システム」は、今の公的な保育制度を解体して、保育の市場化を認め、保育所と幼稚園のあり方を大きく変えようとしています。

そこで、今、国会で審議されておりますけれども、「子ども・子育て新システム」の制度に変わったら、保育の利用、保育料の負担、幼稚園と保育所はどうなるのか伺ひます。

また、この「子ども・子育て新システム」に対する町長の見解について伺ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと詳細にわたりますので、担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの東議員さんの「子ども・子育て新システム」の現在、審議されている内容の件でございますが、児童福祉法の一部改正案では、保育を必要とする全ての子どもに対する保育を確保するための措置を講じる全体的な責務を市町村に課すこととなっております。

「子ども・子育て新システム」関連の3法案では、全ての市町村による計画的な学校教育、保育の基盤整備、保育に係る個人給付の実施、公的契約による利用手続、利用支援などを規定しまして、確実な給付の保障を図ることとされ、利用者負担につきましても、市町村が所得に応じた利用者負担を全国的な基準を踏まえて定めることが基本となります。

また、幼保一元の取り組みにといたしまして、学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に供給する総合子ども園を創設しまして、公立では一定期間を経まして、全て総合子ども園へ移行することとされているところでございます。

内容としては、以上でございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 答弁をいただきました。課長が言われましたように、今度の新しい法案は、市町村に地域の実情に応じた子ども子育てのサービスの提供を確保するための権限と責務を規定しております。

介護保険のように特別会計をつくり、市町村の新システムの事業計画を策定して、それをもとに事業を実施するということでもあります。

このようなことになると、これまで保育と、それから保育料、また保育環境について全面的に町が責任を持って保障していた部分が、崩れていくのではないかと不安視する、そういう大勢の保育関係の方がおられるわけであります。

こういう公的保障が、保障されてこそすばらしい保育ができると思っておりますが、そういうことは、保障できていくと思っておられるのか、これに対する見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 法律が施行されることになったら、その段階で地方公共団体をはじめとする関係者への丁寧な説明とか意見交換、あるいは円滑な施行に向けて我々は準備することが責務だと、まず考えております。

何にしましても、全般、公的責任を持って関与すべきだというふうに考えているところであります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） いろいろ法案がまだ成立していないということではありますが、やはり、今の時点でもそういう保育関係者の意見をよく聞いて、こういう法案が提出されているかという、そういうことではないということ、いろいろ反対の意見が出ているわけでありませう。

こういう新しいシステム方式になりますと、保護者は保育の必要度について、市町村から認定を受けて、入所するには保育所と契約を結ぶということで、二重の手間がかかるということでもあります。

介護保険では、要介護度で利用額が決められ、上回れば自己負担が必要となっております。

今回の保育でも、長時間と短時間の区分が導入されるということではありますが、保育の利用が制限されるということがないのか、また、保育料は所得に応じてということでもありますけれども、重い負担とならないか、どのように見ておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまのご質問でございますが、現在、まだ審議中でございます。実は先日、説明会がございまして、まだ説明の段階でございます。現時点での詳細についての回答につきましては、現時点ではできませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 説明がされたということでもありますけれども、説明された段階で、課長が行かれたんで、課長としては、本当に保育が今までどおり保障されて、保育料とかいろんなもんが全面的に保障されると思っておられるのか、その点については、どのように感じられたかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 実は、議会中ではございまして、代理で課員が説明を受けてまいりましたが、このシステムの中で、いろいろ議論されておりますが、先ほども町長が申しましたように、子どもたちにつきましては、公的に責任を持ってシステムを検討しながら、町としてのあり方を保護者の皆様とともに、今後も検討し対応してまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 公的保障をしていくということで、お伺いしたわけでもあります。

そうであれば、新しくシステム法をつくって、保育をしていなくても現行の制度を拡充

して十分な財源をつぎ込んでいくことで、今、都市部で問題になっているような待機児童の問題とか、そういうことは解消できるというふうに思っておりますので、ぜひとも公的保障がされる立場でいていただく、このことを求めまして、次に移りたいと思います。

次に、保育士さんの労働実態についてお尋ねをいたします。

子どもたちの保育に携わっていただいております本町の保育士さんは、正規、嘱託、臨時、アルバイトの形態、さまざまな形態で勤務されておりますけれども、たびたび聞いておりますけれども、実態はどうなっているのかお伺いいたします。

また、この間、正規職員を増やす、こういうことを求めてきましたが、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内3保育所の保育士数でございますが、正規職員保育士26名、嘱託保育士7名、フルタイムとパートタイムを含めましての保育士さん30名であります。

職員体制につきましては、入所希望児童数に変動があり、毎年流動的でございます。保育士の配置につきましては、児童福祉施設基準及び運営に関する基準がございまして、保育士配置をしているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 法律でそういう保育士さんの数なんかも決まっておりますので、そういうことで配置をいただくということは、もちろん必要なことでありますが、働き方についてお聞きをしているわけでありまして。嘱託の方が7名、フルタイム、パート合わせて30名ということでありましてけれども、フルタイムで働いておられる方は、どのぐらいおられるのか、また、この中で正規ではなくして、クラス担任を持っておられる職員さんはどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） クラス担任を持っている臨時の方はございまして、嘱託の保育士さんの方にクラス担任を持っていただいております。

フルタイムの人数でございますが、ちょっと今、確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、お聞きをいたしました。本当に子どものためにより保育をとということで、献身的に頑張っておられるということで、やはり、正しく評価をしていかななくてはいけないと思っているわけでありまして。嘱託の7名の方が、クラス担任を持っておられると

いうことでありますし、フルタイムで働いている方も、同じように時間いっぱい働いておられるということでもありますので、嘱託さんの待遇というのはどうなっているのか、また、フルタイムで働いておられる方、賃金の昇給でありましたり、経験年数の加算の適応がされているのか、短い方も長い間働いている方も、一緒の給料、賃金体系であるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 臨時のフルでの保育士さんでございますが、9名の方がフルで、それ以外の方については、パートにつきましては、働き方がさまざまございまして、スポット的にお休みのときに入らせていただいている方とで、ご希望もありまして臨時で働いていただいております。

給与等につきましては、職員の給与等にのっとりまして対応させていただいております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 待遇、賃金につきましては、条例で載っているんですか、定めた基準でということでもありますけれども、具体的にはどういう状況なんですか、賃金体系というのは。経験年数で加算されていくとか、賃金に昇給があるとか、そういうことになっているわけですか。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 臨時の方の賃金の昇給の件でございましょうか。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 嘱託の。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 嘱託につきましては、総務課のほうで職員に準じて経験等を含めて対応させていただいております。臨時さんにつきましては、京都府の一定基準がございまして、それにのっとり、毎年給料につきましても総務課のほうと検討し、できるだけ働きやすい環境で賃金のほうも協議させていただいております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） その中で、正規職員を増やすことを求めてきたが、その点についてもということでありましたけれども、嘱託7名の方がクラス担任を持っておられるということは、本当に必要な人員の方が、そういうふうに7名、あるいは9名のフルタイムの方もいるということでもありますので、そういう国のほうでも一定の保育士さんの数なんかが決まっているのに、そういう正規の職員で待遇ができないということは、何に原因があるのかお聞き

をいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 何に原因がというご質問でございます。先ほどもお話しさせていただきましたが、保育士の配置の基準がございまして、毎年子どもさんの入所が流動的でございます。現在も年間40名ぐらいの子どもさんが入退所しておりまして、いつもそれにあわせて待機をしていただくようなことはできませんで、それ以外にもさまざまな原因がございまして、補助という形とか、クラス担任プラス補助、クラス担任だけで数をいたしますと、正規職員と嘱託職員の数で、規定でいきますと一応、数としては満たしているんですけども、それ以外に、それぞれ子どもさんに配慮が要る方とかございますので、補助という形についていたり、それから保育所の場合は、学校と違いまして、一人でも必ず保育士さんが、その場所、トイレに行くにも必ずどなたかがいなければならない。お休みのときに学習していなさいということではできませんので、もし担任の方が急にお休みになった場合でも、必ずそこへは保育士さんを配置しなければならないという状況がございまして、やはり、臨時の方で待機をしていただきながら、必ず安全・安心が第一でございますので、そのように対応させていただいております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） いろいろと答弁をいただきましたが、府の最低賃金でフルタイムで働いている方もなっているというふうなことのように思いました。

ぜひとも、正しく働きを評価するということで、正規職員を増やしていただくことを求めて次の質問に移ります。

次に、上豊田保育所下山分園の問題につきましては、昨日梅原議員が質問をされて、府の判断を待つということでありましたので、出たときは保護者の皆さんとも、いろいろと相談をいただき対処していただくことを求めておきますし、次に、上豊田保育所ですけれども、今年度耐震補強がされますけれども、昭和56年に建築されているために、大変老朽化をしております。本当に今、新しい法律もつくって、よい保育環境ということで、国も言っているわけでありましてけれども、それこそよい環境のもとで子どもたちの保育が充実されるよう、早急に改築について考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。どのような考えですか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 上豊田保育所では、本年度遊戯室の耐震補強工事を実施予定でございます。今後も改修や修繕を行い、安心・安全を確保するとともに、保育環境を整えてまいり

たいと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、町長の答弁で、遊戯室の耐震補強をするんだということでありましたけれども、遊戯室一つ見ても、大変狭いということもありますし、子どもたちが遊戯をするということにつきましても、舞台が不十分であるとか、いろいろ不備があると思っております。

また、上豊田保育所は、廊下が雨とか雪などにさらされるということで、そこを歩いてトイレに行く子どもたちもいるということでありましたり、段差もあるということで、保母さんの給食を持っていく労働が大変であるとか、いろいろ不備があるのではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えですか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後につきましては、国の動向を見据えて検討してまいるといっております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 国の動向というよりも、今の施設の実態をどのように見えおられるかということについて、再度伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど申しましたとおり、改修、修繕を行う、そして安心・安全を確保するというところであります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 安心・安全は第一でありますので、町長が言われるとおりでありますけれども、やはり、和知とか瑞穂とか新しく保育環境が整いましたので、丹波の保育所、上豊田保育所も、やはり新しく整備して、子どもたちによい環境を提供するというのが、町長の責務だと思っております。

国の動向というのは、どういう考えで国の動向を見てというふうにおっしゃられているのか伺います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 国の動向につきましては、先ほどご質問がございました「子ども・子育て新システム」のところで、幼保一元についても検討されております。京丹波町におきましても、年々少子化が進んでおりまして、就学前の教育、保育について、どうあるべきかということも含めて、協議をしながら今後検討してまいりたいということでござ

います。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 先ほども、公的保育の保障をとという言葉もありましたので、ぜひとも新しい法案を待たなくとも、現行制度のもとでも十分国に財源さえ確保していただければできますので、ぜひとも早急な対応を求めて次に移ります。

次に、国民健康保険事業について伺います。

国保は、国保加入者から集めた国保税と国・自治体の公費で運営され、保険税は市町村ごとに決められ、国保税として世帯単位で賦課徴収されます。

今、この国保税が高過ぎて払えない人が増えていることが大問題になっております。国保新聞では、国保税の滞納が、全加入世帯の2割を超えていると報道しております。本町の国保税も、所得が年間200万円の4人家族、40歳代の夫婦と子ども二人では、年間保険料が36万円となり、所得の18%を占める高い保険税となっており、本町でも全国と同様に、2割が滞納世帯という状況になっております。

このように、国保税の高騰と滞納、そして国保の財政難を招いた原因というのは、国の予算削減にあります。

このような国保の危機を打開するためには、国の補助金増額こそが必要であります。

さて、今国会で、国保を都道府県化する法案が成立をいたしました。国保には、保険財政共同安定化事業という制度がありますが、府の国保連合会のもとに基金をつくり、各市町村が国保会計から拠出金を出し合い、1件30万円を超える高額医療費について、医療給付に必要な費用の交付を受けるといふ、そういう制度であります。

今度、改正されましたのは、この事業の対象が1件30万円から全ての医療費に拡大されたということであります。

結局、保険料の賦課や徴収は、各市町村の国保が行うけれども、給付財政は府が行うということで、国保から一たん拠出金を出して、医療給付に必要な費用の交付を府の国保連合会から受けることとなります。

また、国の負担は34%から32%に、府の調整交付金を7%から9%に置きかえるなど、改正がされました。

平成27年度から施行されるということでもありますけれども、これが国保会計の改善につながるのか、被保険者にどんなメリットがあるのか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと細部にわたりますので、担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） ただいま東議員さんがご説明いただきました共同安定化事業につきましても、市町村の国保が抱えております構造的な課題への解決策といたしまして、国保の財政基盤強化に関する国と地方の協議において、その対応策の一つとして共同安定化事業の拡大、財政運営の都道府県化が打ち出されてきたものでございます。

この事業によって、それぞれの市町村で負担の増減が生じる場合があると思われるために、各保険者の急激な財政への影響を緩和するための措置も、市町村からは求めております。

その中で、先ほど申されました都道府県の調整交付金が7%から9%になるということで、都道府県は、それを活用して保険者の拠出金の激変緩和に対応するという事になっております。

そのガイドラインにつきましても、夏ごろに改正が行われると伺っております。そのことから、現時点では、本町独自で影響額等が試算はできませんけれども、本町の国保運営が大変厳しく医療費の変動の影響を受けやすい状況でございますので、共同安定化事業の拡大が財政の安定化につながる事、そして被保険者の皆さんが、安心して医療にかかっている体制が確保できる事について期待をしているところでございます。ほかの市町村と連携いたしまして、都道府県によります拠出超過に対する財政支援の拡充を、本町といたしましては引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、答弁いただきました拠出が超過にならないように、いろいろと連携をしていくということでありましたが、本町の一人当たりの医療費は、府下の自治体の中で、どのような位置にあるのか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の一人当たり医療費は、平成22年度実績では、一人当たり医療給付費費用額は、23万2,657円で、府内26市町村では24位、市町村平均が25万846円に對しまして、1万8,189円少ない状況であります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、町長から答弁いただきましたように、本町の医療費というのは、府下で26市町村のうち24位ということでありました。

こうしたことが、本当に新しく平成27年から始まる法律の改正によって、保険税が上がるのか下がるのかというのが、本当に問題になってくると思います。

課長、今、拠出が大きくならないようにという答弁でありましたので、本町にとっては、

こういう制度が運用されると負担が重く、医療費の割に重い負担になるというふうに見ておられるのか伺います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 抛出方法にも関連してくると思いますし、先ほど申しましたように、現時点では国のガイドラインが示されておりませんし、都道府県の支援方法も定まっておられませんので、現時点では、どれだけの影響を受けるのかはつかみ切れておりません。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 困難なときに、国保法の44条によって一部負担金を減額することができますけれども、なかなか活用が広がっておりません。平成21年度が1件で、平成22年度はなかったということでもあります。大変厳しいときであります。国のほうも活用を通達しているわけでもありますけれども、町として基準を示すべきではないかと思いますが、どのようになっているか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一部負担金の減免制度に係る世帯の収入基準につきましては、昨年度末に、京都府市町村国保広域化等協議会で、標準的な基準案が取りまとめられました。国が示す基準に基づき対応してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 現在、病院の窓口費用を滞納されている、そういう件数というのはわかるでしょうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 保険者のほうには、直接連絡はいただいておりますので、窓口での滞納状況については、把握できておりません。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 国の基準でということでもありますので、積極的に広報もしていただき、活用がされるように進めていただきたいと思います。

次に、国保の滞納でありますけれども、平成22年度差し押さえを受けた世帯が全国で18万7,000世帯、総額732億円と厚生労働省が発表しておりますけれども、本町ではどうでありますか、現況をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国民健康保険税に係る差し押さえの状況につきましては、平成22年度で35件、対象本税額は約1,300万円、そのうち配当のありましたのが7件、約20

万円であります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 国保税の差し押さえというのは、大変いろいろ慎重にやらなくては、全てそうでありますけれども、されなくてはいけないと思いますけれども、それは悪質な滞納者に対するものであったのかどうか、また、保険税の申請減免の状況についても伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国民健康保険税の減免の件数は、平成22年度6件、平成23年度5件でございます。社会保険加入の扶養者が後期高齢者医療制度に移行されたことにより、その被扶養者で65歳以上の方が国民健康保険に加入することになった場合のみ、減免適用している状況であります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 積極的に保険税の減免申請なども活用されて、こういう差し押さえが執行されず、分割などで払いができるように、そういうことも考えていくべきではないかということをお求めまして、次に移ります。

最後に道路行政についてお伺いいたします。

まず、4月に亀岡におきまして集団登校中の列に車が突っ込み、死傷者が出る事故が起きました。お亡くなりになりました児童、保護者の皆様のご冥福、そして負傷された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

昨日の一般質問でもありましたけれども、歩行者の命を第一に守るという観点の対策が必要であります。通学路の安全について、府が調査を実施し、危険箇所の整備に着手しております。本町も、交通安全指導の通達を出され、76箇所の要望があったということがあります。本日の京都新聞にもいろいろと詳しく載っておりましたが、危険箇所を確認されたということで、本日の新聞にも載っておりました。

その中で、緊急対策として考えられている取り組みについて伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国道、府道及び町道など、道路区分ごとにそれぞれ危険箇所の調査、検証について実施し、改善への整備や関係機関への要請など、ソフト、ハード両面から危険箇所に対する改善に向けた対策を早急に講じていくということにしております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 先ほどの、岩田議員の質問にもありましたけれども、運転者の安全運転の啓蒙というのも大事でありますけれども、道路管理者として、消えかかっている白線の

引き直しでありますとか、新たな危険箇所として3差路や交差点などに表示がされていないなど、点検して実施をすべきと考えますけれども、どのように今考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 点検して実施すべきだと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 本当に、そういう道路がきちんと整備されているということは、正しい運転マナーにも関連してくると思いますので、早急に点検をして白線の引き直しなど行っていただきたいと思います。

また、昨日、土砂災害について、これは災害の問題についての質問がありましたけれども、今回の要望箇所としてはなかったかもしれませんが、竹野の鎌倉地内の山の法面崩落というのが昨年ありましたけれども、現状を見ても大変危険で、崩れそうな状況もあるわけでありまして、通学路でもあり歩行者、あるいは車にとっても大変心配される箇所でもあります。改めてそういう面の対策というのも考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全般、考えているところであります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 事故が起こって今回のようなことが起こってからということでは、何についても後回しになって、後追いになりますので、ぜひ考えていただきたいというふうに、いろいろと地元とも協議していただきたいと思います。

次に、篠山京丹波線でありますけれども、竹野小学校前のカーブは大変危険であるということで、昨日横山議員さんも質問されたところであります。中高生は自転車通学もされておりますし、また若竹センターもありまして、人が集まる場所であって、この間もガードレールが2回壊れたり、スリップしたり接触事故も起きたりしているところであります。優先順位ということもありましたけれども、人命が第一でありますので、最優先しなければならない箇所と思っておりますが、町長の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町といたしましても、カーブの連続する箇所である危険な場所だと認識しております。改良工事が実現するよう努力していきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 人命が第一でありますので、ぜひともよろしく願いをいたしたいと思いを思います。

終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

昼食のために暫時休憩をいたします。1時から再開をいたしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田 均君

○6番（山田 均君） それでは、ただいまから平成24年第2回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

今、国会は会期末を迎え、社会保障と税の一体改革という名のもとに、消費税増税に向けて増税勢力といわれる民主・自民・公明の3党で修正協議が行われています。

社会保障と税の一体改革といいながら、社会保障の分野は負担を増やすオンパレードで、消費税を上げて借金の返済と大企業と大金持ちへの減税と、無駄といわれた東京湾岸道路やダム建設の復活などめじろ押しであります。

今、消費税の大増税は、東日本大震災の被災者はもちろん、地域経済への影響、国民の暮らしを直撃します。まず、大企業と大金持ちへの減税をやめるべきです。無駄な公共事業を見直すべきです。

さらに、福島原発事故の原因究明や原発規制庁もできていないのに、予定であるとして原発の再稼働を行おうとしているのです。

また、国の主権をなくするTPPへの加入の3点セットは、国民の暮らしや命よりも、アメリカ・財界言いなりの政治を進めようとしているのです。

今こそ、国民の審判でレッドカードを突きつけようではありませんか。今、町民の声を最優先の政治が地方自治体にも求められていると思います。

こうした立場から、日本共産党の山田均は、次の4点についてお尋ねをいたします。

第1点に、安心・安全なまちづくりについてお尋ねをいたします。

まずはじめに、原発ゼロを目指す取り組みと再生可能エネルギーの活用への支援についてであります。

町長は、原発ゼロを目指す立場を明確にすべきと考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

今、政府は、夏の電力不足を理由にして、再稼働に向けて準備を進めています。再稼働について、日本共産党は次のように考えています。再稼働の是非というのは、科学的安全性が唯一最大の基準としておかなければならないと思います。

そういう点から、第一に、福島原発事故の原因究明がされていない。

二つ目に、政府が、とりあえずの30項目とした安全対策も行われていない。

第3に、東日本大震災を受けて、地震と津波の学問的知見の根底からの見直しが求められているが、議論が始まったところである。

第4に、いざ原発事故が起こったときに、放射能がどうばらまかれるのかの予測がされておらず、避難計画はどうするかが決まっていない。

第5に、原子力に対するまともな規制機関がない。

こうした中での再稼働は、道理も科学的知見も全くない中、無謀の極みであります。安全性の説明は政治家がするのではなく、中立的な立場で国民が信頼できる専門家が行うべきです。それは、原発事故があった場合には、国民が全ての被害をこうむるからです。

したがって、安全を徹底することが第一であり、電力が足りないから動かすというのは、本末転倒です。こう、舞鶴の市長は述べておられます。

まず、原発ゼロの日本への政治決断を行う、そして期限を決めて取り組んでいく、再生可能エネルギーへの転換を強力に取り組んでいく、こういうように考えますが、町長の原発ゼロに向けての取り組むことへの見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原子力発電のあり方につきましては、今後のエネルギー政策を左右する大きな課題であります。私としましては、安定した代替電源が確保できるまでは、安全基準を満たすことを前提に、原発依存から徐々に脱却を進めることが現実的であると考えております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 原発ゼロというのを、しっかり期限を決めて取り組んでいくということが大事だということを改めて申し上げておきたいと思います。

もう一つは、原発にかわる再生可能エネルギーの活用に積極的に支援をすべき点です。福島原発事故から再生可能エネルギーに対する関心が大きく高まっています。

京都府においても、地球温暖化対策プラン、再生可能エネルギー戦略を発表し、工程表、

ロードマップも出されています。家庭対策、産業対策、地域づくりなどへの支援を計画されております。

特に、再生可能エネルギー地産地消の促進や、再生可能エネルギーを利用した農山村再生プロジェクトなども位置づけられています。

京丹波町として、こうした制度活用をして農山村の再生に積極的に取り組んでいくべきと考えます。地縁団体の自治会や地域NPOなどが町内で取り組めるように支援すべきと考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

また、推進のために担当課を設けるとか、そういう形で積極的に支援をすべきと思っておりますが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、既に住宅用太陽光発電システムの設置補助制度を設け、支援を行っておりますので、まずは現状の施策を継続し、充実していきたいと考えております。

また、新たな再生可能エネルギーの導入については、先進事例、特に成功事例を参考にしたいと、そして研究してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 特に、再生可能エネルギーの取り組みについて、町として、例えば、専門家を講師などに呼んで、そういった町民を対象に学習会をするとか、そういう形で町としても、そういう姿勢を積極的に方向づけをしていくべきだと、こう思うんですが、その点について、もう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、間もなく先進というよりも、成功事例があちこちから生まれると思っておりますので、そのことを参考に研究していきたいということでもあります。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） もちろん、先進事例を参考にするというのも大事かと思っておりますけれども、これほど発達したインターネットなどを見ておりますと、先進事例もたくさん出てきておるわけですから、やはり、町としてしっかり方向を決めて、取り組んでいく、特に、農山村の地域の活性化につながっていくような取り組みが大事だと思うんです。

京都府が出しております工程表を見ましても、平成24年から平成26年度までの取り組む工程表などが出されておりますけれども、その中を見ましても、今申し上げましたように、地域づくりという形で、再生可能エネルギーを利用した農山村再生プロジェクトに取り組むということも、平成26年以降にはなっておりますけれども、そういうところへ向けて、町

としても積極的に取り組むべきだと、こう思いますので、改めてもう一度伺っておきたいと
思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、2回目、先進というてませんよ。成功事例が間もなくいっぱい
出てくると思いますので、その成功事例を参考に研究していきたいと、答弁しております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 二つ目に、原子力災害住民避難計画福島原発第一計画についてお尋ね
をしておきたいとします。

特に、京丹波町で放射能物質拡散予測に基づいて、どういようになるかということがあ
るわけでありますが、先に、京丹波町の原子力災害住民避難計画、暫定であります、出さ
れました。福井県の高浜原発から30キロ圏内に位置するということで、避難方法などが、
その計画書に記載をされておられるわけですが、京都府が3月23日に公表した関西電
力高浜原子力発電所で、福島第一原発と同様の事故が起こった場合に、放射性物質拡散予測
では、屋内退避が必要となる地域は9市町村に、範囲は50キロ以上離れた地域まで及ぶこ
とから、国が予定する30キロ圏の重点対策区域以遠でも対策が求められると、新聞報道も
されております。

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、SPEEDIを使った予測では、特に、
北風の強い冬期の影響が大きく、2月には京丹波町の全域に及ぶというように考えられます。

そういうこととあわせて、5月25日には、府民と環境保護団体が公表した関西電力大飯
原発で、福島第一原発と同様規模の事故が起こった場合の放射性物質拡散予測を府の情報公
開の開示で明らかになったものですが、放射性ヨウ素拡散予測では、京丹波町のほとんどが
50から100ミリシーベルトの区域になります。屋内退避区域になるとしております。

こうした点も踏まえて、京丹波町全域を対象にした原子力災害住民避難計画の見直しが必要
と考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の計画は、暫定計画であります。現在進められております原子力
災害対策措置法の改定、防災基本計画や防災指針の改定が決定されますと、当町におきまし
ても、暫定計画を見直しまして、本計画を策定することとなります。

今後、京都府、あるいは関係機関と連携しまして、住民避難計画の再検討を行うなど、原
子力防災対策の的確な推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 改めて京丹波全域を対象にした住民避難計画が必要だと、このように思うんですけども、京都府なんかの考え方では、30キロということも示されておるようでありまして、やはり、いろんな出されております科学的根拠に基づいたいろんなデータで見ても、風向きによって非常に放射能が流れてくるということも、事故が起これば明らかでありますので、やはり、全地域を対象ということの基本に検討すべきだと思いますが、改めてその点を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうした基本もあろうかと思いますが、何せ税金を使って実施します計画ですので、原子力災害対策措置法が改訂されまして、防災基本計画、あるいは防災指針が決定されましたら、それに基づいて当町の計画、暫定計画を本計画としたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 税金を使ってつくる計画でありますから、なおさら全町民が危険にさらされるということになれば、やはり、全町民を対象にして計画をするというのが、これは町政の当然の責任だと思いますので、その点について強く申し上げておきたいというふうに思います。

三つ目に震災がれきの焼却灰受け入れ問題について、お尋ねをいたします。

町長は、3月の定例議会の予算委員会で、突然、東日本大震災がれきの焼却灰の受け入れを表明されました。その後に行いました議員全員協議会の場で、焼却灰の放射能の数値を関西広域連合が示している2,000ベクレルと説明もされたわけであります。

3月の議会で議決をされました東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議では、がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。本町議会は、本町に対し国の責任において科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定など十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断される焼却灰について、受け入れすることを要請すると。このような内容になっておるわけでありましたが、今後、瑞穂環境保全センターで東日本大震災がれきの焼却灰を受け入れるとするなら、議会議決にもあるように、通常の廃棄物相当と判断される焼却灰についてと考えるわけですが、町長の見解、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に、要請があったわけではございませんが、現在のところ、関

西広域連合、あるいは京都府において受け入れ基準とされているものは、本町においても一つの基準になると考えております。

実際、受け入れとなりますと、何よりも住民の皆さんのご理解が必要でありますし、3月に議会で決議いただいた内容を尊重する中で、今後具体的な数値等については、何よりも町民の健康を第一に、安全性に対する検証・検討を確実に行っていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 今、必要なことは、瑞穂環境保全センターで現在受け入れている通常の廃棄物焼却灰の放射能の数値を明らかにしておくことが必要だと思います。

京丹波町民は震災がれき処理への協力は当然ですが、心配なのは放射能というのが町民の皆さんの声です。これにこたえるためにも、瑞穂環境保全センターで通常、現在受けている廃棄物の放射能の数値を、京丹波町の責任で測定し、町民に公表するということが必要だと思いますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども申しましたとおり、具体的に要請があったわけではありませぬので、まだ、今、ご指摘いただいたところまでは考えておりません。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 新聞報道ではありますが、京都府南丹広域振興局で、30日に南丹市など管内の市町村、意見交換会を開いたということで報道されておまして、50人が府や三つの市町村、警察、消防などの関係者が集まったということで、その中で、震災がれきの焼却灰受け入れに協力姿勢を示す産業廃棄物処分場瑞穂環境保全センター、京丹波町猪鼻について、府循環型社会推進課は、大阪湾圏域広域処理場フェニックスの埋め立てが環境調査で時間がかかる場合などには、時間稼ぎとして京丹波町への処分も考えると、こう語ったということが報道されておるんですね。その点から言うても、やはり、今、町民の不安にこたえるためにも、現在の通常のがれきの放射能の数値をはっきりさせておくことが必要だと思いますし、当然、町の責任でそうすべきだと思うんですが、改めて、こういう事態も起こっておるわけでありますから、すべきだという点を、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 時間稼ぎという真意はさておき、そういう言葉があったということで、けしからんと言うて抗議はしました。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 改めて、そういう事態の中で、瑞穂環境保全センターの現在受け入れている通常のがれきの放射能調査を、もう一度、改めてすべきだというふうに思いますが、その点について、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、そういうことをすべきだというふうに、私も思っていますけれど、そういう事業者ですからしているんじゃないかというふうに考えているということは公の場でも申し上げているところです。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 改めてもう一度申し上げておきたいのは、もちろん、事業者は事業者でやるかもしれませんが、やはり町の責任で調査をきちっとすると、そして公表するということが、私は基本だと思いますので、その点は強く申し上げておきたいというように思います。

また、受ける場合に、予想される風評被害、これについては問題はないと考えておられるのか、キノコ類などは放射能に非常に大きな影響を受けるということから、町内の農家の方からも心配の声が届いております。

また、京丹波は食の祭典など、食の宝庫として京丹波町を町長は押し出しておるわけですが、食べ物というのは何よりも安全が第一でありますから、原発があることで観光客が減ったなど、そういう風評被害を訴える観光地もあるわけですが、通常受け入れている廃棄物の放射能の測定が、こういう面からも必要なことは明らかである点も申し上げておきたいというように思います。

町長自身は、必要だということをおられるわけでありますから、どの時点で、それでは測定をするというように考えておられるのか、また、会社がやっているということであれば、公表させるということも、当然一つの方法として必要かと思いますが、その点についてもどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしても、具体的になったら、そういうことが具体的に、事業主がしていることも参考にするとか、あるいは行政としても測定するとかいうことになると思います。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 京丹波町の場合は、受け入れるということを表示されたわけでありま

すから、そういうことがどうしても住民の中にもあるわけでありまして、地元においても、いろんな受け入れたらどうかということと同時に、絶対だめだということも出てきておるわけでありますから、やはりそういう点を考えますと、しっかり現在の放射能の通常の数値をちゃんと調べて、そして住民にも説明しておくということが一番大事だと思いますし、それ以下のものを受け入れようやないかという形で、しっかり説明すれば理解も得られるんじゃないかと思うわけでありますから、その点を、もう一度改めて伺っておきたいというのと、風評被害というのは、本当にだれからともなく起こるわけでありますので、そういう場合にもどこが責任を持つのかということも問われるわけでありますから、あわせてそういうことについての町長の見解、考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 説明の方法については、区長さんなんかを通して要望があればさせてもらうということ、何度も申し上げてきたんですが、その中で、今山田議員がおっしゃっているようなことがあれば、また具体的に検討することになると思います。

風評被害については、国が責任を持って対処すべきだと考えております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） もう1点は、議会議決にもありますように、情報の開示、国・府及び本町が町民への説明責任を履行するというので、町民の理解と協力というのを、町長も答弁されたわけでありますけれども、こういう取り組みについて、やはり、十分住民の合意と納得ということを最優先にすべきだと思うわけでありますが、改めてその件についての町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員が、大変心配してくれてはるんですが、何度も申しますが、区長さんを通して説明しに来いということであれば行きますし、いろんな測定をしてるんやったら公表せいということだったらしますし、何も情報を公開しなかったことは一切ありません。もう一度申し上げておきます。風評被害が懸念される場合は、国が責任を持って対処すべきだというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 何よりも住民の合意と納得というのを最優先にすべきだという点を改めて申し上げておきたいと思います。

もう1点は、「非核自治体宣言」の町として、8月を迎えるわけでありますので、京丹波町のいろんな事業に積極的に取り組むべきであるということ、毎年この時期に質問をして

おるわけですが、例えば、モニュメントの設置、パネルの展示、平和の集い、戦争体験者の声を広報紙で紹介するなど、そういった具体的な取り組みを一つでも取り組んでいくと、非核自治体宣言の町としてのそういう立場をもっと前に出すべきだと思うんですが、改めてもう一度、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 我が国は唯一の被爆国であります。核のない真の恒久平和の実現を強く訴える責務もありますが、権利もあると認識しております。

町といたしましても、毎年8月には役場本庁と支所に懸垂幕を掲げるなど、その取り組みの一環を進めているところであります。

また、昨年の8月には、ケーブルテレビを活用した取り組みとして、町内在住の方に戦争中の話を語っていただくなど、そうした番組を制作して放送を行ったところでありますが、今後におきましても引き続き住民の方々に、非核平和を強く広く啓発するための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 次に、地域活性化と協働のまちづくりについて伺っておきたいと思えます。

丹波パーキングと一体的な地域振興拠点施設について、建設の方法、管理の運営などについて、今議会の行政報告の中で報告がされまして、現在、地権者の皆さんに境界立ち会いをお願いして、今後用地取得と並行して、造成だとかアクセス道路の詳細設計を進めていくということで、結果としては、施設の設計、建設、運営などについて民間事業者に包括的に委託する手法、DBO方式を採用するというので、業者の選定準備を進めていると報告がありました。

この方式は、地元企業の参画がしにくくなる可能性があるということも指摘をされておるわけですが、その対策というのは何か考えておられるのか、また、監督管理運営、いわゆるそういうものを一切民間に委託をされるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全部ご理解いただいているようなので、詳細については担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） DBO方式の場合は、地元とのかかわりが難しくなるというご質問でございますが、そういった部分もございますので、現在、アドバイザー業務とい

う業務を発注しまして、こういった方式による発注について、アドバイス等を受けながら地元がかかわれる方式等について、仕様書を作成しているところでございます。

例えば、事業者の説明会を地元の商工会なり関係者を通しまして開催させていただいて、その場で地元の企業に参加していただけるような方式等も検討しておりますので、本施設が地域振興の施設ということでございますので、地元によくかかわっていただけるような発注の方式を、現在検討しているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 資金の調達、いわゆるお金は町が用意をすると、それ以外は、工事の監督も含めて民間に委託をするという、こういうやり方を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう基本方針であります。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） それでは、地域拠点施設の運営を考えますと、特に、費用と収入見込み、縦貫道を利用する交通量の大きな影響を受けるというように考えるわけではありますが、その見通しというのは、出されております概要版などに数値は出されておりますが、それは確実なものというように見ておられるのか、あわせて人的支援とか運営費などの支援も考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域振興拠点施設の運営費用につきましては、基本計画によるものですが、費用は1億3,140万円見込んでおります。また、収入額が1億6,700万円を見込んでおります。人的支援や運営費などの支援につきましては考えておりませんが、情報発信スペースに総合案内人を配置した場合の人件費など、直接的な収入を生まない部分等については、発注に当たり、現在検討しているところであります。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 地域の拠点施設を町長は、「未来への投資」と言われておるわけですが、建物を建てるのが未来への投資ということではないと思うわけですが、今後の課題というところで指摘をされておりますが、新たな需要に対応した生産体制の強化として、農産物の生産体制の構築だとか、加工品の研究部門の立ち上げなどの取り組み、営農指導者不足の実態から農産物の生産、加工食品への開発などにかかわる人材の確保、育成の必要性などが指摘をされておりますが、生産量や出荷数は同じで、町内での売り場面積だ

けが大きくなったということでは、それぞれの道の駅に集まる農産物が分散をされるだけと。新たな事業効果は、それでは生まれにくいわけですし、消費者を引きつける場所にはならないと、こう思うわけですが、その対策というのはどのように考えておられるのか、また何を検討されておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地元から相当、生産力を高める計画があることを聞いておりますが、詳細は担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 農林産物の供給の点につきましては、今、おっしゃいましたように、パイが同じで店が広がった場合、パイが同じでは地域の振興にはならないというふうにも考えておりますので、生産体制につきましては、面積を増やしていきなり新たな生産者を増やしていく取り組みとしまして、現在、庁内の検討会がございますので、産業振興課のほうとも協議をさせていただいております。

まだ、具体的にどういう方式で出荷者を募っていくかというところまでは、お答えすることができませんので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） そういう計画を今練っておるという最中だということだそうですねけれども、やはり、特色ある取り組みをしなければ、京丹波を売りにするというにはならないと思いますので、安心・安全な農産物をどうつくるかということだというふうに思いますので、申し上げておきたいと思います。

次に、旧三ノ宮小学校の活用方法についてお尋ねをしたいと思います。

地元三ノ宮地域振興会から旧三ノ宮小学校施設の活用検討結果について、文書で報告をされたのが平成24年3月29日でした。その結果を受けて、社会福祉法人山彦会が設置する地域密着型介護老人福祉施設に貸与するというように決めたというように聞きますが、公共の建物でありますから、当然公募も含めて広く活用方法を検討するということが必要だと思いますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 三ノ宮地域振興会から、確かに今年3月29日に、跡地活用検討結果の報告を受け、今後の活用方針を協議いたしました。

町政策及び地域において実施されたアンケート結果などを総合的に判断する中で、社会福祉施設として活用する方向であることを、三ノ宮地域振興会に対しお伝えしたところであり

ます。

具体的な活用につきましては、公募も含め検討したところではありますが、施設の活用申し出を受けているのが、本地域で活動される社会福祉法人山彦会であり、地域福祉の充実を掲げる中であって、地域の思いに沿う内容でもあることから、山彦会に対して施設を貸与することとしたところでもあります。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 三ノ宮の地域振興会では、小学校は地域の宝だということで、地域住民の大きな力となってきたわけでありますから、平成23年3月で閉校になるということで、閉校後の活用方法を、地域住民で検討協議を重ね、跡地の利活用をして元気な地域づくりをしようということで、平成22年10月から公募も含めて20名で学校活用検討委員会をつくりまして、また8回の委員会を開催して活用方向を決めまして、その結果を踏まえて、新たに10人で学校活用の推進委員会を設置して延べ11回の地域の活性化につなげようとして取り組んできたわけでありますけれども、こうした地域の活動に、町として何を基本に支援をしてきたのかということ、まずお尋ねしておきたいと思うんです。

協働のまちづくりというのは、本当に地域と行政が一体になって一緒に取り組むということだと思っておりますが、なぜ、今、山彦会が言われておるそういう地域密着型老人福祉施設と一緒に考えようというような提案はされなかったのか、改めてもう一度、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そもそも、勝手にするんじゃないかというような趣旨の質問を受けて、いや、そんなことはないですよ、地元と十分協議して、小学校の校舎を含む跡地活用を考えていきますということで、地元で私は研究してもらったと思っております。

地域づくり支援の一つであったと思っております。対話と情報共有による地域と行政との信頼づくりに当たったと思っておりますし、信頼ができたというふうに確信しております。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） もう1点だけ申し上げておきたいのは、施設ができることは、私は何も反対しておるわけじゃありませんけれども、やはり、地域と行政との関係で言いますと、京都府は1月末に市町村に地域密着型施設などを含めて、照会をかけた。3月9日までに京都府に申請するというので、その段階で府下の三つの施設が手を挙げたと。4月の2日に補助金の決定をした。こういうことを考えますと、既に1月には市町村にこういう制度がありますよということが、照会があったわけでありますから、その時点で地元にも、こう

いう取り組みを考えておるといことも提案して、一緒に考えるということも、当然あってよかったのではないかというように思うわけですので、そういう点では、何かしら地元エネルギーが生かされなかったという点、非常に残念に思うわけでありますが、その点について町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 残念に一切思っておりません。そういう時系列があるかと思いますが、それは事業主のリスク負担のもとになされたことで、行政は一切、そういうことに関与していないことを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 当然、介護計画やそういう中で入っておるわけでありますから、行政は知らないということにはなりませんし、市町村に照会をかけたということを京都府も言うところでありますから、市町村抜きに申請があるということは、当然ないわけでありますから、やはり、そういうことについては、今後、そういうことがないようにすべきだという点も申し上げておきたいと思います。

次に、土地開発公社との委託契約についてお尋ねしておきたいと思います。

土地開発公社は、昭和48年に船井北桑田土地開発公社として設立をされました。各町の債務保証を受けて金融機関の融資で公共事業用地を先行取得をしてきました。

公社の定款では、地域の秩序ある整備促進及び計画的な開発を図り、もって住民の福祉の増進に寄与すると、これを目的にしております。

土地開発公社の定款や規約、規定集によりますと、土地開発公社と関係団体の計画に基づいて先行取得する場合には、土地買収委託契約を締結するということになっておりまして、そして、先行取得した土地を買い戻す場合には、土地の価格として公社がその土地に係る業務の実施に要した次の費用の合計額とするということになっております。土地の取得及び造成に要した費用、測量及び設計に要した費用、土地の管理に要した費用、前各条の費用の調達のための借入金の利子と、これを含めて買い戻すということになっておるわけでございますけれども、先の臨時会で議決された事業清算分1億1,900万円余りのお金、土地代金だけで、いわゆる支払い利子分だけが、土地開発公社に残されていたという説明でしたが、どんな契約内容で利子分だけが残されていたのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどの件ですが、私は、とにかく地元が使いたいとおっしゃったら、山彦の話があっても、それは町長としてしっかりと地元優先すると、公式の場で言うてるん

ですから、事務方含めてそういう話があったとしても、それは事務方、あるいは事業、山彦さんのことですが、危険を冒して行っておられたことだと思います。それは公の場で言うてますから、地元がお使いになるんやったら使ってもらったらよろしいですよと、みんなの前で言うたじゃないですか。それは、おのおのの立場で、仮に私がそういう決断をしたときには、自分らが責任をとらんなんという中で、進めてきたことだと、私は思っております。そんなこと報告も受けておりませんし、地元最優先で協議をしてきたという事実は事実としてあります。お答えしておきます。

土地開発公社に先行取得を依頼している土地の取得につきましては、公社が取得した価格及び造成費用、測量及び設計に要した費用、土地の管理に要した費用、各費用の調達のための借入金利子の合計金額をもって買い戻すこととなっております。

したがって、利子分だけの委託契約は締結しておりません。本件につきましては、4月の臨時議会で説明させていただき、議決いただいたこととありますので、改めて説明することは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 今も申し上げましたように、利子分を含めて清算するということが出ていなかったということは、土地開発公社が決めた定款やとか規約、規定に違反しておるということは、明らかではないかと思うんですね。その点から、行政の継続制度という立場から、経過などをしっかり町民に報告する責任があると。1億2,000万円余りの血税を投入したわけですから、買い戻すことはあったとしても、その中身についてはこうであったという説明をちゃんとすべきだと、責任があるという点を、私はもう一度申し上げておきたいし、その見解をもう一度伺っておきたいと思います。

そして、定款によりますと、当然、契約書というのは永久保存になっておるわけですから、調べれば経過もちゃんとわかるというように思いますので、当然、調べるべきだという点も、申し上げておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 改めて説明することは考えておりません。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 上水道の加入に関することについて、お尋ねしておきたいと思います。

1点目は、水道の場合ですけれども、給水装置の種類というのは、条例を見ますと1戸または1箇所専用とか、共用で給水装置を設置して、2戸または2箇所以上で共用すると、

このようになっておるんですが、町内で最近、同じ1箇所の土地に二つの事業所があるというようにあるんですが、ここの事業所について、水道加入や下水道の加入というのは、あったのかどうか伺っておきたいというように思います。

これは、調剤薬局が二つ瑞穂地区にできておるわけでありますが、そのところでございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 分担金や使用料につきましては、上下水道ともにそれぞれ分担金徴収条例及び給水条例や下水道条例等に基づき、加入分担金及び使用料金を徴収しておるわけでございます。

先ほども、給水条例の中の項目をおっしゃっておりまして、なお、薬局のことというふうにお伺いしましたんですが、同一敷地内で、例えば、親子関係等で増築されるような場合、基本は一口というような扱いをさせていただいております。

ただし、同一敷地内であっても、将来的な権利や使用料の分割等が必要な場合は、本人の申請に基づきまして、二口の分担金なり使用料を徴収しておるところです。

お尋ねの事業所の関係につきましては、土地所有者と使用者の関係でございます。敷地内の配管で接続される場合で、賃貸借関係と理解をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 土地が賃貸借をされたとしても、水道施設は町の施設ですので、それも個人的にできるという解釈でいいのかどうか、こういうことが許されるとならば、ほかにもどんどんそういう運用をして起こるといえることができるということになるわけですが、条例や規則や施行規則を含めて、どこにその分が該当してそういうことができるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 賃貸借関係という、例えば、アパート等の設置についても、そうなりますし、同一敷地内で接続される場合は、あくまでも民間の賃貸借関係と理解しているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 十分理解ができないんですが、それぞれの事業所が、いわゆる事業と

してお金もうけをやっておるところが、そういう一つの法律がどこにあるのか、条例があるのかわかりませんが、できるということになれば、実際、町へ入ってくるお金というのは、何もないということになるんですね。当然、新たな事業を展開してチェーン店ですので、そこからは、条例に基づいて、私はやるべきだと、どこにそのことが条例で許可になるのか、改めてはっきり申し上げておきたいし、お尋ねしておきたいということを、もう一度お尋ねしておきます。

それから、あわせて、最近、工事現場などで仮設の状況があって、そこへ水道がひっばってあるということを見るわけでございますけれども、仮設についても認めるというような形で条例改正などをして、私は、そういうのを認めていくべきだと思うのですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、仮設についての規定につきまして、現在、条例に設けておりません。上水道の場合につきましては、長期にわたる仮設水道が必要であれば、新規加入をお願いしており、下水道の場合は、本設に準じた工事が伴いますので、下水道に仮設するという概念がないところでございます。

現時点では、仮設についての規定を設けることは考えておりませんが、昨今、いわゆる、今まででしたら、工事業者さんとかの話も今ありましたが、ちょっとお隣の家に水を借りはるとか、そういうことはあったかと思いますが、それならそこで、どうやこうやということもありませんでした。ただ、京都縦貫道とかちょっと大型の工事がありまして、そういったところが最近、おっしゃっておられるのかなと思うんですが、そのあたりは動向を調査してまいりたいと考えております。

上水道の関係で、例えば、下水道でしたら、条例は上水道は給水装置の種類というところで、専用給水装置は1戸、または1箇所、それから共用給水装置というのがありまして、いろんな事情がございますので、2戸、または2箇所で共用しているところもあります。特に下水道でも、そのときの事業の推進の中、例えば、須知の中でしたら2戸で一つの公共ますとか、そういったケースがございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田 均君。

○6番（山田 均君） 全く答弁がかみ合っていないということを申し上げておきたいし、やはり、そういうことが許されるということになれば、どこの条例でどこの規則でそれが認められているのだということをはっきり町民に説明する責任があると思うんですね。

私も問われたら、どう説明するのだということになりますので、法律や規則に基づいてやられておるわけですから、公平公正にやるという立場で、私はすべきだという点を、もう一度申し上げておいて、質問を終わります。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、条例に基づいた規定の中で分担金等を定めておるというふうに思っておりますし、また、細かなことにつきましては、非常にいろんなケースがございますが、内規的に定めておるというふうにご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、19日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代